

富山県地域包括ケアシステム推進会議の進め方について

1 富山県地域包括ケアシステム推進会議設置要綱の改正について

「富山県地域包括ケアシステム推進会議」を設置して8年が経過するなか、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアを実現するため、市町村や団体、企業等が様々な取組みを推進している。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を間近に控え、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据えた施策の個別企画等について議論することを目的としてワーキンググループを設置する。

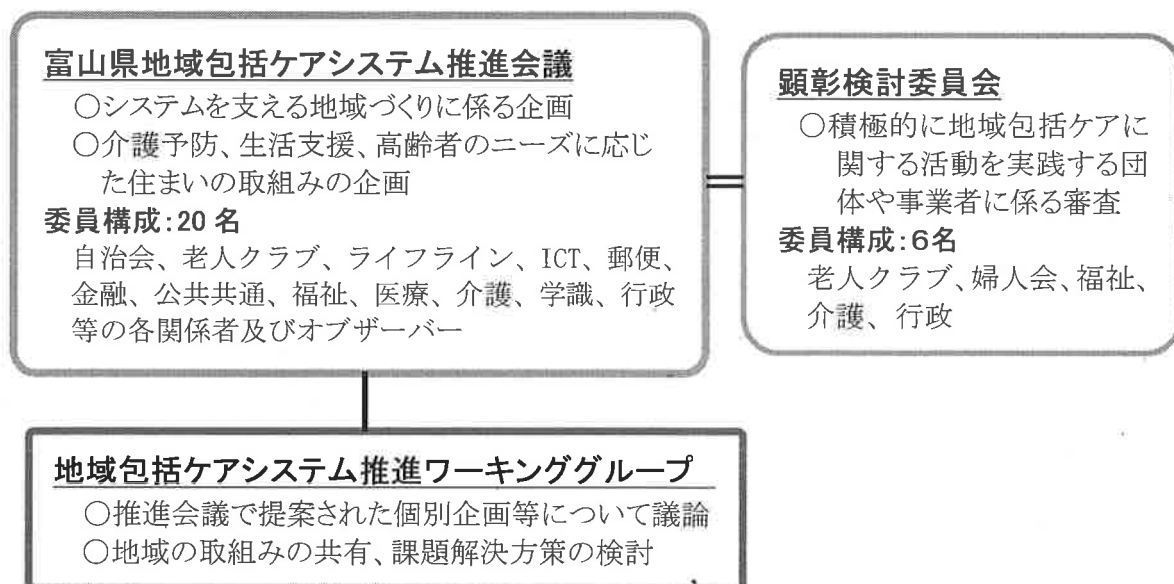
2 ワーキンググループの協議事項

- (1) 富山地域包括ケアシステム推進会議で提案された個別企画等について議論
- (2) 市町村及び介護保険組合等における取組みの共有、課題解決方策の検討

3 ワーキンググループの構成

- (1) 県、市町村及び介護保険組合の担当係長等、地域包括支援センター職員
- (2) アドバイザー等学識経験者

4 組織構成及び所掌事項



5 スケジュール

令和4年10月4日 推進会議(現状確認、課題の抽出、推進方策の方向性について)

令和4年11以降 ワーキンググループ 2回程度開催(地域の取組み共有、課題の抽出、第9期介護保険支援計画の推進方策の検討)

令和5年7～8月 推進会議(令和4年度推進方策への助言、第9期介護保険事業支援計画の推進方策等について)

富山県地域包括ケアシステム推進会議設置要綱（新旧対照表）（改正案）

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第6条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（事務局） 第7条 推進会議の庶務は高齢福祉課において処理する。</p> <p>（雑 則） 第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成26年5月16日から施行する。 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成27年6月19日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p><u>（ワーキンググループ）</u></p> <p>第7条 2040年を見据えた施策の個別企画等、推進会議の検討事項について、具体的に検討するため、<u>ワーキンググループを置く。</u></p> <p>2 <u>ワーキンググループは、県、市町村、介護保険者等の職員のうち、地域包括ケアシステムの構築の実務に関わる者をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>ワーキンググループの会議は、高齢福祉課長が招集する。</u></p> <p>4 <u>ワーキンググループは必要に応じ、アドバイザー等学識経験者の出席を求め、意見を聴くことができる。</u></p> <p>（事務局） 第8条 推進会議、<u>ワーキンググループ</u>の庶務は高齢福祉課において処理する。</p> <p>（雑 則） 第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成26年5月16日から施行する。 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成27年6月19日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> 1 <u>この要綱は、令和4年10月 日から施行する。</u></p>	<p>組織見直しのため</p> <p>ワーキンググループ設置に伴う変更</p>